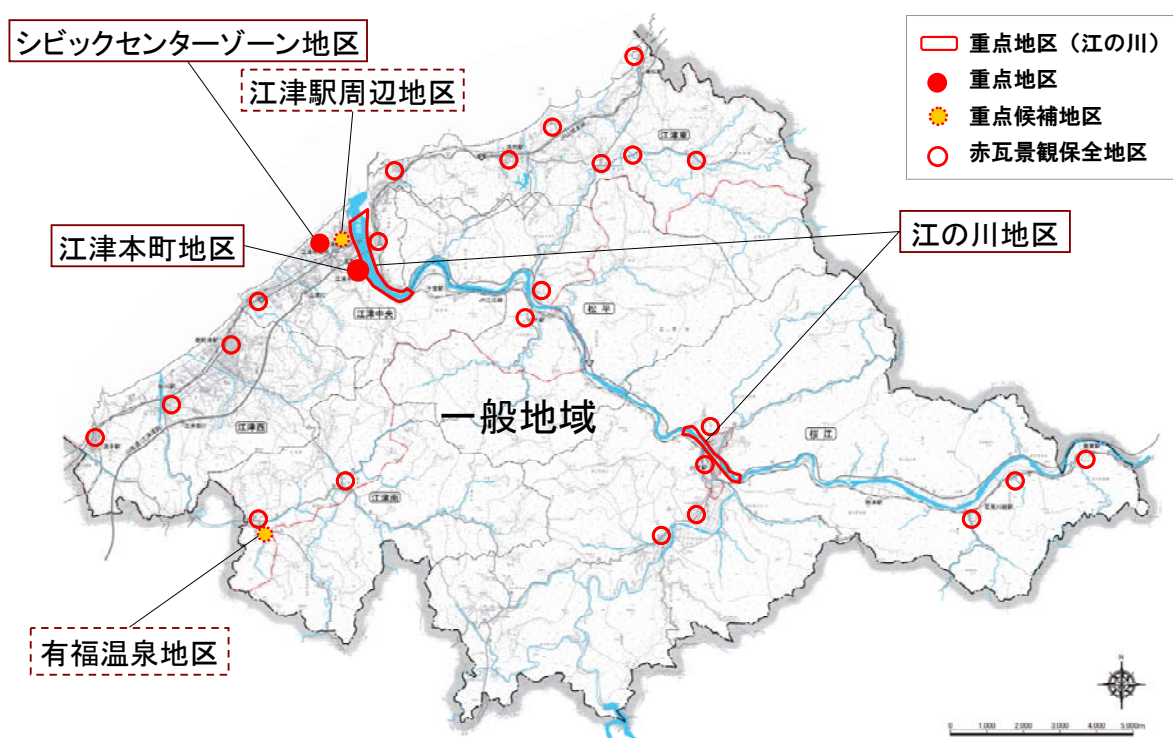


## 景観形成基準

景観まちづくりの基本方針に向けて、景観形成基準を示します。

景観形成基準は、一般地域、重点地区、重点候補地区、赤瓦景観保全地区について定め、建築・工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、修繕、模様替え、色彩の変更、開発行為、土地の形質の変更、資材等置き場の設置に際して、この基準に基づき、施工するものとします。

また、届出対象行為の審査基準となります。



景観形成基準区分図

## 【一般地域】

一般地域の景観特性をふまえ、以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

区分		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。</li> <li>・行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。</li> <li>・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮する。</li> <li>・行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は、石州赤瓦を利用するよう配慮する。</li> <li>・道路等公共の場から見える屋根へのソーラーパネル等の設置は極力控えるようにする。</li> </ul>
建築物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> <li>・建築物の屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。ただし、やむを得ない場合には、主要な視点場又は道路からできる限り見えない位置に設置するよう努める。</li> <li>・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材は、石州赤瓦の活用に配慮することし、推奨カラーは以下のとおりとする。 2.5YR～5YR 明度3～5 彩度3～8 7.5YR 明度4～5 彩度3～8</li> <li>・外壁は、赤瓦屋根と調和する色彩に配慮することし、推奨カラーは以下のとおりとする。 N9.5 2.5Y～5Y 明度9 彩度1～4 7.5YR～10YR 明度8～9 彩度1～8</li> </ul>
	高さ位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。</li> <li>・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。</li> <li>・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する場所は、生け垣、花木等の緑化に努める。</li> </ul>
工作物	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>・橋梁の色彩は、しまね景観色彩ガイドラインを参照し、周囲との調和を図る。</li> </ul>
	高さ位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。</li> <li>・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とするよう努める。</li> <li>・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。</li> <li>・主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮する。</li> <li>・鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮する。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する場所は生け垣、花木等の緑化に努める。</li> </ul>

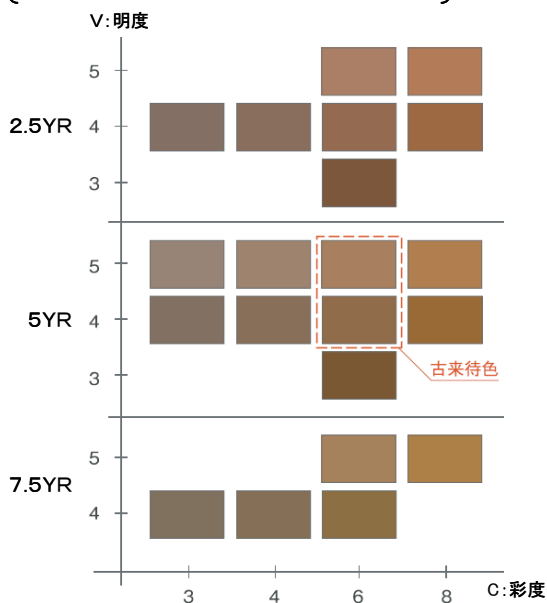
区分	景観形成基準	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないように努める。</li> <li>造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図る。</li> <li>斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努める。</li> <li>樹木の伐採は必要最小限に留め活用を図る。</li> </ul>	
その他	土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないように努める。</li> <li>長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努める。</li> <li>行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努める。</li> </ul>
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とする。</li> <li>道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮する。</li> </ul>

届出について、市長は届出に係わる行為が景観形成基準に適合していないと認める場合は、設計の変更その他の必要措置を行うこととします。

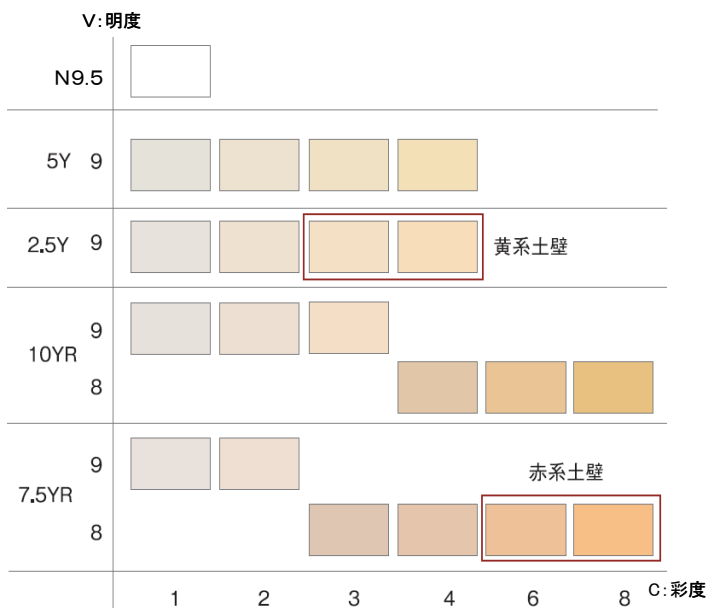
石州赤瓦の推奨カラーと石州赤瓦に調和する外壁の推奨カラーを以下に示します。

### 屋根瓦の推奨カラー

赤瓦の街なみづくりを進める上で推奨する色彩で、古来待瓦の色彩を基準としています。



### 外壁の推奨カラー



※印刷のため実際の色彩とは異なることがあります。

## 【重点地区】

### (1) 江の川地区

江の川本川の河川区域において、民間の建造物等は、以下の景観形成基準に基づき良好な景観形成を図ります。尚、橋梁の色彩は、しまね景観色彩ガイドラインを参照し、周囲との調和を図ることとします。

#### ①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の自然景観との調和に配慮した景観づくりを基本とする。</li><li>・屋根は傾斜屋根を積極的に導入し、石州赤瓦の活用に努める。</li><li>・屋根へのソーラーパネルの設置はしないように努める。</li></ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。</li><li>・建築設備や屋外階段等の付属施設は、道路から直接望見できない所への配置に努め、緑化等に努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを活用する。</li><li>・外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを活用する。</li></ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li></ul>

#### ②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和に努める。</li><li>・緑化を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀は使わないようにし、フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li><li>・地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。</li></ul>

#### ③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の自然景観や樹木等との調和を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根、屋上へは設置しないようにする。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・背景色にアクセントカラー（原色）の使用は避け、文字に使用するようにする。</li></ul>

#### ④屋外における土石その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。</li><li>・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。</li><li>・漁具等は整理整頓に努める。</li></ul>

## (2) 江津本町地区

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

### ①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・先人より受け継いだ建造物を守り育て継承していくように努める。</li><li>・江津本町の歴史性と石州赤瓦の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。</li><li>・古来待瓦等古い石州赤瓦を保全活用する。</li><li>・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は地区内に設置しないように努める。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は切妻、入母屋等勾配屋根を基本とし、石州赤瓦を使うように努める。</li><li>・屋根へのソーラーパネル、太陽熱温水器の設置はしないように努める。</li></ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、周囲の建築物と壁面線、軒線などをそろえるなど、周囲との調和を考えたバランスの良い配置を図る。</li></ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・平屋建て、2階建てを基本とする。</li><li>・周囲の街なみから外れた高さ、規模の建築は、避けるよう配慮する。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・和風形態意匠の建築・工作物となるように努める。</li><li>・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は、石州赤瓦を使用するように努め、屋根瓦の推奨カラーを積極的に導入する。</li><li>・外壁は、板張、板張り風、土塗壁風、漆喰壁風の仕上げとし、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを積極的に導入する。</li></ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li></ul>

### ②工作物（塀・門等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和のとれたものとする。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・塀は、大和塀又は漆喰壁の土塀に石州赤瓦を載せたものを基本とする。</li><li>・門は、和風引き戸で、石州赤瓦を載せた屋根を置くものを基本とする。</li><li>・ブロック塀は使わないようにする。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li><li>・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている素材の活用に努める。</li></ul>

### ③工作物（橋）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・本町川に架かる石橋は出来る限り保全と活用を図る。</li><li>・新設する場合は、出来る限り自然素材を活用し、自然の風合いを大切にし、周囲との調和を図る。</li></ul>

#### ④工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の街なみに調和した和風の看板とする。屋根、屋上へは設置しない。
色彩	・原色の使用は避けるようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

#### ⑤工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。
敷地の緑化	・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

#### ⑥開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、石積み風のものを使い、緑化に努める。

#### ⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

#### ⑧木竹の伐採

項目	景観形成基準
木竹の伐採	・伐採後は、地域に育成する樹木を中心とした植栽により、良好な景観の形成に努める。 ・空地やのり面等は、地域に育成する植物の植栽による緑化に努め、良好な景観の形成を図る。 ・植栽に際しては、地域に育成する樹木を選定するよう努める。

#### ⑨屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、高さは2m以下とする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。



### (3) シビックセンターゾーン地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

#### ①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>島ノ星山の眺望を活かし、周囲の街なみ景観等との調和に配慮した景観づくりを基本とする。</li> <li>大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は傾斜屋根を積極的に導入し、石州赤瓦の活用に努める。</li> <li>道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル、太陽熱温水器等を設置しないように努める。</li> </ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。</li> <li>室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置に努め、緑化等に努める。</li> </ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを活用する。</li> <li>外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーを活用する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li> </ul>

#### ②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観との調和に努める。</li> <li>緑化を図る。</li> </ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。</li> <li>ブロック塀は使わないようにする。</li> </ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li> <li>光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。</li> </ul>

#### ③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲の家並みや樹木等との調和を図る。</li> </ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根、屋上へは設置しないようにする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。</li> </ul>

#### ④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。

#### ⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合するように努める。

#### ⑥木竹の伐採

項目	景観形成基準
木竹の伐採	・伐採後は、地域に育成する樹木を中心とした植栽により、良好な景観の形成に努める。 ・空地やのり面等は、地域に育成する植物の植栽による緑化に努め、良好な景観の形成を図る。 ・植栽に際しては、地域に育成する樹木を選定するよう努める。

#### ⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

#### ⑧屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。



## 【重点候補地区】

### (1) 有福温泉地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

#### ①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・歴史ある温泉地として、温泉情緒のある景観に配慮した景観づくりを基本とする。</li><li>・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は切妻、入母屋等傾斜屋根を基本とし、石州赤瓦を活用する。</li><li>・道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル、太陽熱温水器を設置しないように努める。</li><li>・視点場となる3箇所の共同浴場、薬師堂、有福大仏殿の前から室外機や設備機器、壁面配管、配線は、見えないように努める。</li></ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。</li><li>・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は、石州赤瓦を基本とし、屋根瓦の推奨カラーの活用を図る。</li><li>・外壁は、赤瓦屋根との調和する外壁の推奨カラーの活用を図る。</li></ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li></ul>

#### ②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。</li><li>・緑化を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀は使わないようにする。</li><li>・フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li><li>・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。</li></ul>

#### ③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根、屋上へは設置しないようにする。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。</li></ul>

#### ④工作物（橋）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・湯路川、湯谷川の流れを活かしたのすること。</li><li>・新設する場合は、出来る限り自然素材を活用し、自然の風合いを大切にし、周囲との調和を図る。</li></ul>

#### ⑤工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4, N5）、ブラウン色（10YR3/2））、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。</li><li>・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。</li></ul>

#### ⑥開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。</li><li>・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合する。</li></ul>

#### ⑦土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。</li><li>・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。</li></ul>

#### ⑧屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。</li><li>・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。</li></ul>
遮へい	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。</li></ul>

## (2) 江津駅周辺地区の景観形成基準

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

### ①建築物・工作物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・島ノ星山の眺望を活かし、周囲の街なみ景観等との調和に配慮した景観づくりを基本とする。</li><li>・大規模な煙突、排気塔、コンクリートプラント類等は地区内に設置しないよう努めるが、設置する場合は周囲の景観に十分配慮したものとする。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は傾斜屋根を基本とし、石州赤瓦の活用に努める。</li><li>・道路や高台から望見できる所に、ソーラーパネル等の設置は控えるようにする。</li></ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、圧迫感を与えないように、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とする。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和したデザインとなるよう努める。</li><li>・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の付属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は、石州赤瓦の活用に努め、屋根瓦の推奨カラーを基本とする。</li><li>・外壁は、赤瓦屋根と調和する外壁の推奨カラーを基本とする。</li></ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li></ul>

### ②工作物（塀・擁壁等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和のとれたものとなるよう努める。</li><li>・緑化を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・フェンスや生け垣等周囲に圧迫感を与えないような形態とするよう努める。</li><li>・ブロック塀は使わないようにする。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li><li>・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている自然素材の活用に努める。</li></ul>

### ③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根、屋上へは設置しないようにする。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。</li></ul>

#### ④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。

#### ⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、②工作物（擁壁）に示す基準に適合するように努める。

#### ⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

#### ⑦屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、周囲の景観と調和する高さとする。 ・道路や敷地の外周には極力空地を確保する。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。

## 【赤瓦景観保全地区】

以下の景観形成基準に基づき、良好な景観形成を図ります。

### ①建築物

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・江津市の石州赤瓦の景観特性を理解し、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成に努める。</li><li>・赤瓦景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの赤瓦景観の眺望の妨げにならないよう配慮する。</li><li>・古来待瓦等古い石州赤瓦を保全活用する。</li><li>・煙突、排気塔、コンクリートプラント類、立体駐車場等は赤瓦景観に十分配慮する。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路等公共の場から見える屋根へのソーラーパネル等の設置は控えるようにする。</li></ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"><li>・建物は、周囲の建築物と壁面線、軒線などをそろえるなど、周囲との調和を考えたバランスの良い配置とするよう配慮する。</li></ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の街なみから外れた高さ、規模の建築は、避けるよう配慮する。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の地域景観と調和した外観意匠となるよう努める。</li><li>・室外機や建築設備や屋外階段、ゴミ置き場等の附属施設は、道路から直接望見できない所への配置を図り、緑化等に努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋根は、石州赤瓦を積極的に使用するよう努め、色彩は推奨カラーを基本とする。</li></ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。</li></ul>

### ②工作物（塀・門等）

項目	景観形成基準
基本事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の地域景観と調和のとれたものとする。</li></ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・赤瓦の屋根景観と調和のとれたものとするよう努める。</li></ul>
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周囲の景観と調和した配色となるよう努める。</li><li>・光沢のある素材の使用を避け、地域で多く使用されている素材の活用に努める。</li></ul>

### ③工作物（広告板、広告塔、装飾塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・屋根、屋上へは設置しないようにする。
色彩	・背景色に原色の使用は避け、文字に使用するようにする。ネオンサインは使用しないこととする。

### ④工作物（鉄塔等）

項目	景観形成基準
高さ・規模	・周囲の家並みや樹木等との調和を図る。
意匠形態	・周囲の家並みや樹木等との調和に配慮した目立たない意匠形態とする。
色彩・素材	・電波塔の色彩は、鉄塔（亜鉛メッキつや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、鋼管柱（亜鉛メッキ色つや消し（N7 程度）、リン酸処理（N4,N5））、ブラウン色（10YR3/2）、コンクリート柱（N7, 10YR3/2）を基本とする。 ・敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等落ち着いた色彩とする。
敷地の緑化	・地域に育成する樹木を中心とした植栽に努める。

### ⑤開発行為

項目	景観形成基準
土地の形状及び緑化	・周囲に圧迫感を与えるような大規模な法面及び擁壁を生じないように努める。 ・擁壁を設ける場合は、石積み風のものを使い、緑化に努める。

### ⑥土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
遮へい	・周囲の道路等からの遮へいに配慮し、敷地周辺の緑化に努める。 ・掘採又は採取後は、現状復旧に努めるとともに、緑化等による周辺の景観との調和を図る。

### ⑦屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
堆積の方法	・堆積物は整然と積み上げ、高さは2m以下とするように努める。 ・道路に面する所は極力空地を確保するように努める。
遮へい	・敷地の周囲には、植栽又は周囲の景観に配慮した塀等を設置し、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。